

みんなしあわせ



うお～～



# 社会福祉法人の社会貢献活動 青森しあわせ ネットワーク



青森県内の社会福祉法人が

連携して制度の狭間の課題を解決します。

地域でお困りの方、周囲で気になることがある方は

お近くの社会福祉法人にご相談ください。

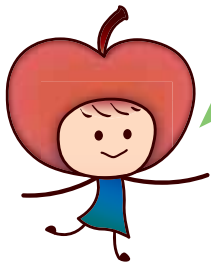


気軽に  
相談してね



参加社会福祉法人の詳しい内容については  
青森県社会福祉協議会ホームページ  
「福祉ネットあおもり」<http://aosyakyo.or.jp/>  
のトップページから参照ください。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会  
社会貢献活動推進室  
〒030-0822  
青森市中央3丁目20番30号  
県民福祉プラザ2階  
TEL: 017-723-1391  
FAX: 017-723-1394



社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」では、経済的援助や食糧等の提供、就労・社会参加活動の提供等によりあなたの「困った」課題に対し、具体的に解決を図っていきます。

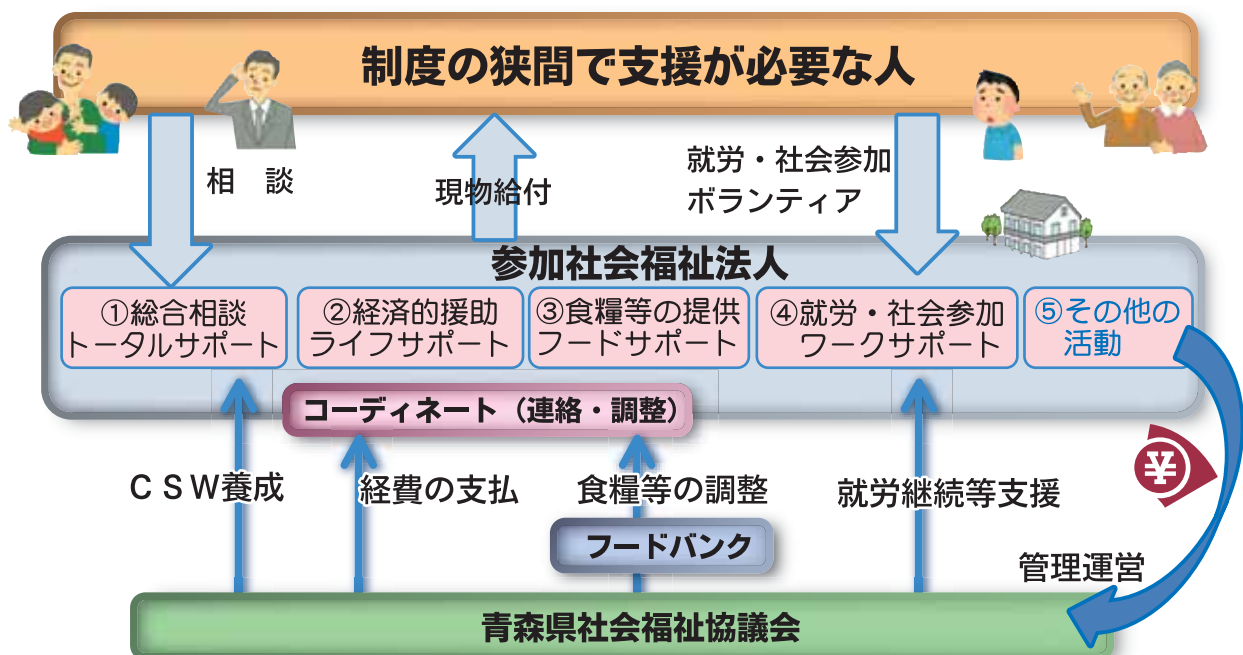
NO	活動	内容
①	総合相談 (トータルサポート)	制度の狭間の生活困窮などのさまざまな課題を抱える者に対し、各関係機関や住民と連携し、既存の制度や機関に適切につないだり、自立を支援するための総合的な相談支援を行います。
②	経済的援助 (ライフサポート)	既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、概ね5万円を限度とした経済的援助を現物給付で行います。
③	食糧等の提供 (フードサポート)	既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にある者に対し、食糧等の提供を行うために、必要な食糧等を備蓄し、必要に応じて提供を行います。
④	就労体験・社会参加活動の提供 (ワークサポート)	就労に不安がある者や就労や社会参加活動を希望する者に対し、社会福祉法人の機能を活用し、就労の場や社会参加活動の機会を提供します。
⑤	その他	既存の制度やサービスでは対応できない新たな課題に対し、社会福祉法人が有する資源を活用し、社会参加や生きがい支援、居場所づくり、中間的就労や就労支援、子どもの学習支援や育児支援など、その他必要な活動を行います。

## 青森しあわせネットワーク

青森県内の社会福祉法人が連携し、支援が必要な人の早期把握と、制度の狭間のニーズや生活課題の具体的な解決を図ります。  
この活動は、社会福祉法人からの会費により支えられています。



※この活動に参画している社会福祉協議会・社会福祉法人施設では、上記のポスターを掲示しています。



- 参加社会福祉法人及び活動の周知
- 情報提供・マニュアル等の整備、研修の実施
- 協議の場の運営

# 青森しあわせネットワークは

あなたの「困った」にすぐに「解決」を図っています

Aさん (20代 男性)

経済的困窮

夫婦、子ども3人

事業を経営をしていたが、経営不振となり倒産。妻の実家に住んでいたが、トラブルになり追い出され、家族5人で車中泊していました。子供も車から学校に通っていました。所持金もなく、食料もない。

小さい子供がいる中で、所持金もなく、車中泊のため、アパートを探して入居までの間宿泊費と食料を支援しました。子供たちはお布団で寝ることが出来て喜んでいきます。

Bさん (40代 女性)

経済的困窮、持病あり

独居

職場で転倒して、骨折。退職することになり、失業保険を受給した。再度、冬に転倒し、再度骨折。失業保険もなくなり、病院に行けず後遺症が残って、なかなか就職できない。所持金も無くなり、食べる物もない。

食料を支援し、足のリハビリをかねて、ワークサポートを紹介しました。何度か施設でボランティアで働いて、興味をもってもらいました。今後は施設での仕事も考えてみたいとのことで、笑顔で前向きに仕事を探しています。

Cさん (70代 男性)

経済的困窮

独居

水道管が凍って破裂したため、修理代がかさみ、所持金もなく、食べる物も無くなってしまった。次の年金まで支援をしてほしい。

所持金がわずかで、食料の底もついているため、食料を現物給付しました。次の年金まで、安心して暮らすことができました。

～2023. 3. 31

青森県内の1,587世帯へ33,657,921円分の支援を行っています

～2023. 3. 31

青森県内の10代～50代の男女57人が延べ929日間、26事業所で職業体験を行いました



即対応!

書類不要!

いま!  
困っている人!

# 青森しあわせネットワークに相談!!

①相談受付

お話を伺います

本人や家族のほか、関係機関（行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、病院、社会福祉施設等）からの相談も受付します。

②課題の整理

相談内容、生活状況等、本人の希望を把握します。関係機関からの紹介の場合には、これまでの対応や状況を確認します。また、必要に応じて、本人の住まいなどを訪問して状況把握します。

③既存制度  
適用の検討

支援する法人と  
一緒に課題解決!

既存の制度（生活保護制度等）や福祉サービス（介護保険等）のほか、ボランティア活動などのインフォーマルな資源の活用を検討します。

④経済的援助  
の必要性

経済的援助（ライフサポート）が必要かどうかを検討します。生活困窮などの緊急を要する場合は、食材等の提供（現物給付）等を行います。現金での援助は行いません。返済の必要はありません。

⑤継続的支援  
(つなぎ)

継続的な  
相談・支援・見守り

課題解決や自立を目標に、関係機関と連携し継続的な相談・支援や見守りを行います。

## 社会福祉法人の特性

**公益性**

地域社会のために活動する

**非営利性**

利益を目的としない

**安定性**

安心して相談・利用できる

## 社会福祉法人とは？

社会福祉法人（社会福祉施設、社会福祉協議会など）は、社会福祉法に基づき、高齢者の介護、障害児・者への各種支援、児童の保育や子育て支援、虐待を受けている人へのケアなど、さまざまな福祉サービスの提供や活動を行うことを目的に設立された、民間の非営利法人です。

このパンフレットは、社会福祉法人至誠会 公益事業 誠幸園 印刷指導所で作成されています。

当事業所は、身体上又は精神上社会適応能力の向上を目指し、印刷作業を通して、基本的な知識と技術を修得し、勤労意欲の向上と身体機能の減退防止を図り、社会性と自立性を育てる公益事業所です。

